特　別　委　員　会　報　告　書

令和６年度決算審査特別委員会より、別紙のとおり報告書の提出があった。

令和　７　年　９　月２６日

七飯町議会議長　木　下　　敏

委員会報告第１３号

令和６年度決算審査特別委員会報告書

令和７年９月１１日第３回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された令和６年度七飯町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和　７　年　９　月２４日

七飯町議会議長　木　下　　敏　　様

令和６年度決算審査特別委員会
委員長　稲　垣　明　美

記

１　事件名

（１）認定第１号　令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
（２）認定第２号　令和６年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
（３）認定第３号　令和６年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
（４）認定第４号　令和６年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
（５）認定第５号　令和６年度七飯町水道事業会計決算認定について
（６）認定第６号　令和６年度七飯町下水道事業会計決算認定について

２　審査の経過

令和７年９月１１日、１２日、１６日、１７日、１８日、１９日、２２日、２４日の８日間委員会を開催した。

審査に当たっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等をもとに、町長、副町長、教育長、教育監、統括監、担当課長、センター長、局長の出席を求め、審査を行った。

3　審査の結果

（1）認定第1号　令和6年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について

◇　決　　定　　不認定

◇　概要及び理由

一般会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区　　分		金　　額（円）
1．歳　　入　　総　　額		14,576,570,428
2．歳　　出　　総　　額		14,363,305,322
3．歳　入　歳　出　差　引　額		213,265,106
4．翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	80,689,000
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	80,689,000
5．実　　質　　収　　支　　額		132,576,106
6．実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は14,576,570,428円、歳出総額は14,363,305,322円で、歳入歳出差引額は213,265,106円で、翌年度へ繰越すべき財源80,689,000円を差し引いた実質収支額は132,576,106円の黒字である。

なお、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額206,531,029円を差し引いた単年度収支額は73,954,923円の赤字であるが、これに財政調整基金への積立金117,171,000円、町債の繰上償還金119,327,500円を加え、財政調整基金取崩額49,171,000円を差し引いた実質単年度収支額は113,372,577円の黒字である。

町長への総括質疑及び答弁は以下のとおりである。

1．庁舎高圧ケーブル改修工事について

質問：毎年経費を掛けて点検業務を実施している中でおそらく工事の必要性が指摘されていたのではないか。庁舎の長寿命計画かそれに準ずる修繕・改修計画が必要であり、更には避難施設としての機能整備に繋がるように実施計画を策定すべきである。故障してからでは遅すぎると考えるがどう考えているか。

答弁：役場庁舎の庁舎高圧ケーブル改修工事につきましては、設備の老朽化に伴い実施したものであり、現在は高圧受電設備の不具合や老朽化は解消されております。

これまで設備更新の助言を点検業者からいただいておりましたが、数値上の問題は確認されなかったため、状況を注視してまいりました。

令和４年１０月の年次点検において、一部不具合が確認されたことから、影響の大きい箇所を優先して修繕し、令和６年度までに改修を完了したものでございます。

また、庁舎の長寿命化を図るため、役場庁舎予防保全調査業務委託を実施し、現在、次期総合計画への事業計上に向けた準備を進めており、今後は計画的な整備を進めてまいります。

庁舎には電気設備以外にも多様な設備がございますので、改修の優先順位を見極めつつ、故障前の段階で修繕・更新を計画的に実施するよう努めてまいります。

２．自主財源の確保について

質問：自主財源の確保をうたっているが、一般会計及び特別会計において令和６年度滞納繰越分で不納欠損額が約９５０万円であり、収入未済額約１億４，８００万円である。この中には特別会計では各種納付金として、町が支出しているものもあり、目に見えない財政負担があるが、財源確保の観点から今後どう対処するのか。

答弁：当町では、平成１６年に制定した七飯町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例、及び、平成２３年に制定した七飯町債権の管理に関する条例に基づき、滞納の未然防止、催告及び財産調査の実施、差押などによる強制執行により、収入未済額の縮減に向けた取組を継続的に進めているところでございます。

条例制定以降、この間の成果として、１０年前の平成２６年度時点での不納欠損額は一般会計と特別会計を合わせ ３，４２６万円、収入未済額２億８，０９８万円、徴収率 ９８．３％から、現時点の令和６年度決算額では、不納欠損額 ９４６万円、収入未済額１億４，７９９万円、徴収率 ９９．３％で、１０年前と比較して不納欠損額については７２．４％減少、収入未済額については４７．３％減少、徴収率については、全体で１ポイント上昇してございます。

今後も引き続き、町民負担の公平性を確保するため、庁内関係課において情報共有を図るほか、債権管理条例による滞納整理の実施、回収困難な案件については、北海道町村会の顧問弁護士への相談、資力のある債務者に対しては法的措置の検討など、必要に応じた措置を講じ、効率的な債権回収に努めてまいります。

３．防災行政無線管理費について

質問：町が全町民に情報発信する際は、防災行政無線システム（外部スピーカー、

個別受信機）を利用していると認識している。しかしながら個別受信機は停電時電池に切り替える必要があり、その電池の稼働時間が短く、電池の交換に手間が掛かるなど災害時には厄介な問題を抱えている。

外部スピーカーの聴きづらさ、個別受信機の使いづらさなど町民の側に立った防災行政無線の機能向上のための見直しは出来ないか。

答弁：防災行政無線システムについては、令和４年度より、本格稼働しているものでございます。

ご質問の戸別受信機は、通常コンセントに接続した状態でご使用頂くものであり、停電時には乾電池の稼働に自動で切り替わります。なお、電池交換は、本体底面のカバーを外し、工具などを使わずに、交換できます。

また、戸別受信機は、希望する方へ無料で貸し出し、設置や操作に不安のある方には、職員が訪問のうえ設置の支援をしております。一般的に、外部スピーカーは、気象条件等で聞き取りにくい場合がありますので、町の公式ラインにおいても情報発信しております。

町としては、現在の防災行政無線システムの運用に努め、これを補強する関連媒体や、町公式ホームページ、七飯町くらしの情報アプリを含め最大限活用し、情報周知を図って参ります。

４．活力のあるまちづくり補助金について

質問：令和５年度は２００万円の予算だったが、令和６年度では４００万円に予算を増額している。予算審査特別委員会でも増額しすぎではないかと指摘されていたが、必要であると答弁していた。決算では１３６万６，７０３円となっており、執行率が３４．２％であったことに対しどう考えているか。

答弁：活力のあるまちづくり推進事業助成金については、令和６年度当初予算に４００万円を計上しておりましたが、決算見込みで１３６万７，０００円程度の執行と見込み、３月整理予算において２６３万３，０００円を減額としており、決算額では１３６万６，７０３円で、当初予算額と比較し３４．２％の支出額となっております。

当初予算額につきましては、前年度のイベント活動支援助成金の支出状況も踏まえた継続活動支援助成金や前年度より団体からの相談等があった新規のイベント活動支援助成金などの予算が必要であると考え計上しました。

助成金が当初予算額より大幅に活用されなかった要因といたしましては、総務経済常任委員会でも御議論いただいた中で、条例改正では、助成対象となる団体のまちづくり活動の拠点や構成員の要件を改正、規則改正では、助成対象経費の一部に条件を加えたことなどによるものと捉えております。

今後は、過去の実績等を踏まえながら、慎重な予算計上に努めてまいりた

いと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

５．女性交通指導員について

質問：現在は登校に３０分、低学年の下校時に３０分ほどの立哨でしかなく、児童の下校時の安全確保に向けて立哨すべきと考えるがどう考えているか。

答弁：女性交通指導員につきましては、現在、七重小学校区で１名、大中山小学校区で２名が活動しており、登校時間と下校時間にあわせて立哨しております。

なお、下校時間は学年により異なる場合があることから、低学年の下校時間にあわせて立哨しております。

特に、新入学時期においては、登下校時の道路横断など安全に通行するための交通安全指導を行い、また、常日頃の活動時では児童とのふれ合いを通しての見守活動など、児童の安心安全につながるものであり、寒暖、風雪にかかわらず日々の立哨に努めていただいておりますことに深く感謝を申し上げるところでございます。

しかしながら、交通安全など児童の安心安全を守る活動に十分すぎるということはなく、活動時間などを含めよりよい活動となるよう検討してまいりますのでご理解いただきたいと思います。

６．クリーンセンター浸出水処理点検委託料について

質問：月例点検で外部配電盤の交換を指摘されていたが、処理装置がダウンするまで放置してきた。点検委託料を支払っている意味がなく管理委託業務を軽んじて来た結果であり、老朽施設を管理する姿勢が問題である。非常時など肝心な時に役に立たないことが考えられ、根本的に対策を専門に行うべきで、点検データの一元管理が必要ではないか。庁内で出来なければ外注すべきと考えるがどう考えているか。

答弁：自家用電気工作物定例保安管理業務委託におけるクリーンセンター月次点検は、高圧受電設備であり、これまで設備更新のご助言を点検業者からいただいておりましたが、現在も故障なく稼働しております。

一方、クリーンセンター浸出水処理点検委託業務では、揚水ポンプ制御盤の早急な交換を推奨します。と令和７年３月２０日に作業報告があり、翌月の４月２１日に揚水ポンプ制御盤に不具合が生じ、令和７年度第２回定例会に補正予算を議決いただき、修繕工事を実施しているところでございます。

クリーンセンターには多様な設備がございますので、引き続き、改修の優先順位を見極めつつ、故障前の段階で修繕・更新を計画的に実施するよう努めてまいります。

また、点検データの一元管理については、クリーンセンターの高圧受電設

備以外の浸出水処理設備は、開設当時からメーカーに点検業務を委託しており、長年の点検データが蓄積されており、また緊密な情報交換など協働体制が築けていることから、外注は現在は考えていないものでございます。

７．健康センターの収支状況について

質問：令和６年度の収支決算額が３，７７４万５，７４６円の赤字収支となっていることが判明した。環境生活課長より、今後歳出で委託料の見直しなど赤字額の削減に努めていくとの答弁があった。しかしながら、現在、第６次七飯町総合計画の中で町民が望んでいる図書館、体育館、プール、学校の年次計画を策定している。人件費、燃料費も高騰している中、５年、１０年先も４，０００万円近くの赤字収支で行っていくのか。今後どのように考えているのか。

答弁：令和６年度の収支決算額の赤字収支の要因としましては、歳出は施設運営に必要な人件費、燃料費などの高騰、歳入は使用料改正施行前の令和５年度中にまとめ買いいただいた回数券を令和６年度に使用いただいていることが主な要因でございます。

健康センターの今後の収支については、施設開館時間の短縮による光熱水費、夜間清掃労務単価夜間割増分の委託費の削減、委託している業務のうち、町で行えるものを見直し移行するなど、運営内容を見直しまして、併せて利用者拡大の取り組みを行い、収支改善に努めてまいります。

一方で、アップル温泉は、健康センターとして町民の心身の保養と健康を推進し、地域社会の振興を図る公の施設であり、かつ、地域の公衆浴場でもある側面を持ち合わせていることから、公の施設が提供するサービスの公共性に基づき、一定の公費負担はやむを得ないものと捉えておりますが、利用者拡大の取組みによる収益の向上、経費削減に向けた手法として、指定管理などの民間活力の導入も検討してまいります。

８．社会教育施設基本構想・基本計画策定に関わる費用について

質問：町長は建設場所の再検討をすると発言したが、基本構想・基本計画には反映されていない。答弁では時間切れで検討委員会を閉めてしまったとのことであったが不十分な基本構想・基本計画となったことに対し、策定事業としては不十分であるが、どう考えているか。

また、土地選定が欠けたまま６か月過ぎても答えが出ていないがどうなっているか。

答弁：令和５年から整備検討委員会を組織し、体育館の機能や規模、建設候補地などについて議論を重ねてまいりました。

２回の設計変更を行いながら委託期間を令和７年２月末まで延長するとと

もに、最終的に７回の検討委員会を開催しました。

策定事業としては、業務仕様書に基づき施設規模の設定、建設候補地配置計画、概算事業費など委員会で検討するための資料提供、また、検討委員会支援としてのオブザーバー参加など、十分に業務委託が完了していると判断しております。

検討委員会の協議の中で、建物の機能や規模については検討委員会で合意がされましたが、建設候補地については、事務局が提案した本町見晴公園を約１７％活用した案に検討委員全員の賛成とはならず、建設候補地は町有地とすることで委員会を終了しました。

土地の選定については、基本構想・基本計画策定におけるパブリックコメント並びに住民説明会において、建設候補地に対する意見を多数受け、町有地を基本に適地を再検討させていただいております。

また、令和７年６月の特別委員会中間報告でも請願は趣旨採択とされ、最大限住民の理解を得た後、建設に着手することを強く望むと報告されたところです。

現在、町有地である本町見晴公園エリア・本町グラウンド・あかまつ公園の３か所について、適地を再検討しておりますが、本町見晴公園エリアについては、新たな体育館は公園内に一切食い込まないという方法を内部で検討しています。

本町グラウンドについては、代替のグラウンド用地の確保やその整備費について、また、あかまつ公園エリアについては、検討委員会ではコンパクトシティの考えから、市街地を中心に候補地を選定し、立地適正化計画に基づく都市構造再編集中支援事業による整備を想定していたことから、体育館の整備については、現在、資材労務費等が高騰している中、有効な財源も含め、慎重に検討を重ねているところでございます。出来るだけ早く議会や町民の皆様に方向性を示してまいりたいと考えております。

９．ななえあかまつ街道納涼祭補助金について

質問：ななえあかまつ街道納涼祭の開催にあたって、職員ボランティアを募って対応すると発言があったが、結果的に多額の職員費が掛かったのではないか。

答弁：町としましては従前のイベント補助金の捉えとして、事業費総額の概ね２分の１程度の補助率として交付していたということから、それに基づく考え方での予算化を図ってきたものであります。

しかしながら、状況を把握していく中で駐車場整理等に係る人材の確保が課題となっており、納涼祭運営上大きな支障を来たす可能性があるものと判断したことから、会場周辺の駐車場整理等を町の職員を動員することで、対応す

ることといたしました。

そこで、通常業務以外での休日対応で人員を確保するにあたっては、職員各々の理解と協力はもとより、労働組合との組織的協議、また駐車場整理等に伴う人的災害等の可能性を最大限想定しなければならず、結果的には休日出勤の振替を運用し、さらに勤務時間相当超過分の手当支給はやむを得ないものと判断したところでございます。

ご質問にあります多額の費用がかかっているのではないかとのご指摘ですが、費用は一部発生したかたちとなりましたが、総合的な判断の末、最小限の経費と最大限のリスク回避を考慮した結果として捉えております。

なお、令和７年度にはイベントに係る補助要綱を制定し、今年度からの運営補助に適用させていただいたところでありますのでご理解をお願い致します。

１０．道路草刈り委託料について

質問：委託業務期間中に十分な現場確認を行っておらず、作業状況の把握をしないまま支払っていたことは問題である。不適切な事務処理であったと考えるが、どう考えているか。

答弁：道路草刈り委託料につきまして、十分な現場確認を行っておらず、委託料を支払っていたことは重大な問題と捉えております。

町の不適切な事務処理であったことから、今後につきましては、委託業務の発注内容及び関係書類、また現場の把握と完了後の確認方法について、見直しを行い改善に努めて参ります。町民の皆様、議員の皆様に心からお詫び申し上げます。

一連の経過を踏まえ、関係職員に対して懲戒審査を開催するよう指示いたしました。

また、私の指導監督責任として、最終日に減額処分に関わる条例を提案させていただきますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

※町長への総括質疑及び答弁については１回目のみを記載しております。
項目別に２回目以降も質疑をしております。

◇　不認定理由

討論において、不認定理由として以下の項目が挙げられた。

今回行われました決算審査特別委員会で町長への質疑事項は１０点ほどありま

したが、その中で我々議会側が特に問題視したものは社会教育施設基本構想・基本計画策定に係わる費用と、道路草刈り委託料であります。

町長は令和４年度に初当選し図書館建設・体育館建設を中心とした検討委員会を立ち上げ、町民の意見を反映すべく活動を開始しましたが、途中から体育館建設のみの建設に舵を切り、年度を跨いで最終案を町民へ提出できないままで６年度を終了しております。

町民の期待をまとめる事に時間がかかる中、地域住民の意見を分断する事態を招いていることに責任を感ずるべきであります。

また、町民生活の安全・安心に繋がる道路維持に関する草刈り委託料を作業成果の確認を実施しないまま支払い行為を行なっておりました。

業務を発注し、その成果を確認する事なく支払い行為を行うことは、まさにあってはならない事で、ここ数年にわたり何度も議会側から町長に対し、組織内の連携不足・職務怠慢を指摘され続けており、一向に改善の兆しが見えない事が大きな問題であります。

財政問題は今後楽観できる要素はほぼ見当たらず、予算執行に関してはしっかりとした組織管理を構築し、無駄な支払い執行を無くすることを議会として強く望むものであります。

町長の猛省を求める意味でも令和６年度の決算審査を不認定とするものであります。

以上、本会計について、委員長を除く全委員１１名で起立採決をした結果、賛成０名、反対１１名により不認定すべきものと決定した。

（２）認定第２号　令和６年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◇　決　　定　　認　　定

◇　概要及び理由

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区　　分		金　　額（円）
１．歳　　入　　総　　額		3,233,765,392
２．歳　　出　　総　　額		3,228,853,844
３．歳　入　歳　出　差　引　額		4,911,548
４．翌年度へ繰り越すべき財源	(1)　継続費逓次繰越額	0
	(2)　繰越明許費繰越額	0
	(3)　事故繰越し繰越額	0

	計	0
5．実　　質　　収　　支　　額		4,911,548
6．実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は3,233,765,392円、歳出総額は3,228,853,844円で、実質収支額は 4,911,548 円の黒字であり、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額6,991,957円を差し引いた単年度収支額は2,080,409円の赤字となったが、3,670,871 円の国民健康保険財政調整基金への積立てを行い、基金残高は155,992,312円となっており今後の財政不安に備えた運営が図られている。

以上のことを踏まえ、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

（３）認定第３号　令和６年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◇　決　　定　　認　　定

◇　概要及び理由

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区　　分		金　　額（円）
１．歳　　入　　総　　額		515,283,265
２．歳　　出　　総　　額		506,439,250
３．歳　入　歳　出　差　引　額		8,844,015
４．翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
５．実　　質　　収　　支　　額		8,844,015
６．実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は515,283,265円、歳出総額は506,439,250円で、実質収支額は8,844,015円の黒字となっている。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

（４）認定第４号　令和６年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◇　決　　定　　認　　定

◇　概要及び理由

介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区　　分		金　　額（円）
１．歳　　入　　総　　額		3,103,782,891
２．歳　　出　　総　　額		2,961,342,923
３．歳　入　歳　出　差　引　額		142,439,968
４．翌年度へ繰り越すべき財源	(1)　継続費逓次繰越額	0
	(2)　繰越明許費繰越額	0
	(3)　事故繰越し繰越額	0
	計	0
５．実　　質　　収　　支　　額		142,439,968
６．実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は3,103,782,891円、歳出総額は2,961,342,923円で、実質収支額は142,439,968円の黒字となっている。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の11,190,960円となっており、歳入は介護予防サービス計画費収入で、歳出は繰出金である。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

（５）認定第５号　令和６年度七飯町水道事業会計決算認定について

◇　決　　定　　認　　定

◇　概要及び理由

総収益473,360,651円で6,801,324円の減少、総費用460,656,380円で21,421,305円の増加、差し引き当年度純利益は12,704,271円となり、前年度繰越利益剰余金76,539,252円を加えた当年度未処分利益剰余金は89,243,523円で黒字決算となった。

当年度未処分利益剰余金89,243,523円から、令和７年度に減債積立金10,000,000円、建設改良積立金10,000,000円を積み立てした処分後の繰越利益剰余金は69,243,523円としている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、適切な施設整備及び維持管理を行っており、充実した安全な水の供給を図り住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認

定すべきものと決定した。

（６）認定第６号　令和６年度七飯町下水道事業会計決算認定について

◇　決　　定　　認　　定

◇　概要及び理由

総収益 759,312,078 円で 17,062,274 円の減少、総費用 758,957,708 円で 8,129,234 円の減少、差し引き当年度純利益は 354,370 円となり、前年度繰越利益剰余金 29,744,944 円を加えた当年度未処分利益剰余金は 30,099,314 円で黒字決算となった。

当年度未処分利益剰余金 30,099,314 円から、令和７年度に減債積立金 2,000,000 円を積み立てした処分後の繰越利益剰余金は 28,099,314 円としている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断されることから、全員一致で認定すべきものと決定した。